

みやま市市民協働まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助するみやま市市民協働まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）について、みやま市補助金等交付規則（平成19年みやま市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、市民等の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民協働を進めていくために必要と認める事業
- (2) みやま市のまちづくりに必要と認める事業
- (3) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 集会施設その他既存建物等の修繕を目的とした事業
- (5) 団体の運営を目的とする事業
- (6) 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- (7) 営利のみを目的とする事業
- (8) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数がみやま市に在住又は在勤若しくは在学する者で構成する団体であること。
- (2) 団体の組織及び運営を定めた規約、会則等があること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において主な活動を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助対象団体となることできない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体有する者を含む団体
ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(2) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

(3) 公序良俗に反する団体

(4) その他補助をすることが適当でないとする団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該事業に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 団体の経常的な運営維持管理経費

(2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費

(3) 他団体への補助及び寄贈等を目的とする経費

(4) その他補助することが適当でないとする経費

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認める場合は、補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助期間)

第6条 補助金は、当該年度事業分として交付し、実施期間は、交付決定の日から翌年の3月31日までとする。ただし、継続が必要な場合は、1つのまちづくり事業ごとに連続して3年度を限度として補助することができる。

(事業の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、市民協働まちづくり事業申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 申請団体調書

(4) 役員等調書及び照会承諾書

(5) その他市長が必要と認める書類

(事前着手)

第8条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。

(補助事業の決定)

第9条 市長は、前条に規定する事業の申請内容を審査するため、市の関係部局で構成する市民協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、第7条に規定する申請書類により審査するほか、必要に応じて提案説明を求め、その内容を審査し、結果を市長に報告するものとする。
- 3 申請書類の審査は、別に定める審査基準表に準じて行うものとする。
- 4 市長は、審査委員会の審査結果に基づき補助の決定を行い、その結果を申請団体に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）通知書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者が前項の補助事業中止（廃止）通知書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに市民協働まちづくり事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第12条 申請団体は、第5条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合には、この限りではない。

- 2 補助事業団体は、前条の規定による実績報告を提出するにあたって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業団体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、補助金返還相当額を市に返還

しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第11号）により補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 第9条第4項の規定による補助決定の通知を受けた団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定にかかわらず、事業の進捗を図るため補助金の額の確定前に交付する必要があると認めるときは、当該補助事業団体の請求に基づき、補助交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 市長は、概算払を行った補助金について、第11条第2項の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付について同条第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(申請書等の様式)

第16条 この告示の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。